2012年(平成24年)2月16日(15日発行)　日刊ゲンダイ

小沢強制起訴は最高裁の謀略なのか

検察審査員「選定ソフト」はイカサマ自在

候補者名簿管理システム

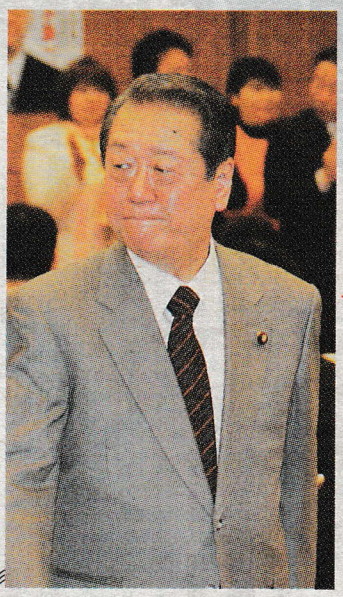

今週17日、民主党の小沢一郎元代表の公判で証拠採用の可否が決まる。焦点は、小沢強制起訴の唯一の根拠となった元秘書・石川知裕衆院議員の供述調書が証拠採用されるかどうかだ。もっとも、裁判関係者は「証拠採用で一喜一憂していられない」と話す。元秘書3人の裁判では、検察調書の大部分が「信用できない」として却下された。にもかかわらず、「推認」の積み重ねで有罪にされてしまったのだ。判決は「法と証拠に基づく」なんて大ウソ。小沢裁判では何が起きてもおかしくない。

ここへきて、強制起訴に至った〝経緯〟にも不信の目が向けられている。強制起訴を議決した「検察審査会」の審査員選定に関して、重大疑惑が浮上しているのだ。

検察審査員は、各地の選挙管理委員会が選挙人名簿から抽出した100人の候補者名簿をもとに、「検察審査員候補者名簿管理システム」という選定ソフトを使って、10ないし12人の審査員・補充員が「無作為に」選ばれることになっている。

「すべて事務総局が決めたこと」

ところが、本紙が選定ソフトの内部資料を入手し、検証してみたところ、「作為的に」審査員を選ぶことが可能なことが分かった。

選定ソフトに詳しい関係者が言う。

「操作マニュアル上は、暗号化された選管の名簿しか読み込めないことになっていますが、実際はエクセルファイルで作った名簿でも読み込めます。つまり、候補者名簿に名前がない人を後から潜り込ませることができる。そして、当選させたい人以外はすべて不適格の欄にチェックを入れて抽選を行えば、意図する人だけが残る。つまり、恣意的に審査員を選ぶことは可能なのです」

あらかじめ小沢に反感を抱いている人物を選定して送り込むこともできるし、政治に興味がなさそうな若者だけを選ぶことだって自在だ。

「さらに、抽選結果をプリントアウトした瞬間にデータが破棄される仕様になっています。仮にインチキをしても、証拠は残りません」（前出の関係者）

選定ソフトにイカサマの余地があっては検察審の中立性を担保できないし、セキュリティー上も問題だ。しかもこのソフト、総額6000万円と目をむくほど高額なのである。これだけの血税をつぎ込んで、欠陥ソフトをわざわざ導入する必要があったのか。

実際、「それまでは商店街の抽選会などで見かける〝ガラガラ抽選器〟を使っていて、特に不自由はなかった」（司法関係者）という。

なぜ、小沢事件の審査直前に選定ソフトが導入されたのか。検察審査会に聞いてみたが、回答は要領を得ない。

「確かに、以前はガラガラでやっていたと聞いています。ただ、ソフトの導入やその時期、運用に関しては、最高裁事務総局で決めたことなので、こちらでは分かりません」（東京検察審査会・手嶋健総務課長）

もともと、小沢に対して強制起訴議決を出した検察審は不可解なことだらけだ。1回目と2回目の審査員11人が全員入れ替わっているのに、公表された平均年齢は2回とも「34・55歳」。「若すぎるし、一致はあり得ない」と疑問視されていた。

やはり〝黒幕〟は最高裁事務総局なのか。小沢を抹殺するための謀略を仕掛けたのが最高裁だとすれば、恐ろしいことだ。この国には、公平・公正な司法も、正義も存在しないことになる。